

# 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

愛知県中央信用組合

## 1. (取扱店の範囲)

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

## 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

## 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

## 5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。
- (5) 第1項から第3項までの規定にかかるわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ払戻できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

## 6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入ります。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、無利息型普通預金には利息をつけません。

## 7. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。
- (6) 解約された口座の再利用はできません。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上